

令和 7 年山形村議会第 2 回定例会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 7 年 6 月 6 日（木曜日）午前 9 時 0 0 分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（11 名）

1 番 小 出 敏 裕 君	2 番 竹 野 入 恒 夫 君
3 番 百 瀬 昇 一 君	5 番 小 林 幸 司 君
6 番 福 澤 倫 治 君	7 番 新 居 禎 三 君
8 番 村 林 淳 一 郎 君	9 番 三 澤 一 男 君
10 番 上 條 倫 司 君	11 番 大 池 俊 子 君
12 番 春 日 仁 君	13 番 大 月 民 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬繁寿 君	副 村 長 上條憲治 君
教 育 長 大池昌弘 君	総 務 課 長 藤澤洋史 君
企 画 振 興 課 長 堤 岳志 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 中村貞寿 君
住 民 課 長 村田鋭太 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 中原美幸 君	産 業 振 興 課 長 中川俊彦 君
建 設 水 道 課 長 中村 光 君	教 育 次 長 古畑佐登志 君

総務課
財政係長 丸山晃弘 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 平出 怜 君

◎開議宣告

○議長（大月民夫君） 皆さん、おはようございます。

全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様に申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影または録音などをする場合は事前に許可となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大月民夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大月民夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山形村議会会議規則第125条の規定により、3番、百瀬昇一議員、5番、小林幸司議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（大月民夫君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って、昨日に引き続いて行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いをいたします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いをいたします。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（大月民夫君） それでは、質問順位8番、新居禎三議員の質問を行います。

福澤倫治議員、質問事項1「DX推進による住民満足度の向上について」質問してください。

新居禎三議員。

（7番 新居禎三君 登壇）

○7番（新居禎三君） おはようございます。議席番号7番、新居禎三です。本日は、2つの項目について質問させていただきます。

最初に村長の施政方針にも出ていますように、「DX推進による住民満足度の向上について」の中身の質問をさせていただきます。

村長は施政方針でデジタル技術を活用して、便利で安心して利用できる環境の整備を進め、村民に対する行政サービスの質と効率を高めるとの方針を示されました。

今、国においても行政サービスの向上に向け、多くの方向性が示されています。私も以前から以下の内容の質問を行っており、改善されることを期待しているのですが、なかなか進展はしておりません。そこで、改めて百瀬村長の方針をお伺いしたいと思います。

1番目としまして、昨今、各地の自治体ではDX推進で役場窓口における各申請など、住民負担軽減、いわゆる書かない・待たない・回らない、などを進めているところがたくさんありますが、当村においてどのように推進していくのかをお示してください。

2番目としまして、当村では、担当課により窓口が、ここの本庁舎、トレーニング

センター、保健福祉センターなどに分散されていて、住民にとっては非常に分かりにくく、特に新たに転入された方が各手続をする際に、場所も分からないし、なおかつ場合によっては車等で移動が必要な場合もあります。このような不便を解消するには、どのようにお考えでしょうか。

3つ目としまして、公共料金支払いのキャッシュレス化について、今後の検討をどのように進められるか聞かせていただければと思います。昨日、同じような同僚議員の質問等があり、回答いただいた部分がありますが、より細かくご答弁いただければと思います。

これで1回目の通告による質問とします。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬繁寿君 登壇）

○村長（百瀬繁寿君） 「D X推進による住民満足度の向上について」のご質問にお答えいたします。

1 番目のご質問の「各地の自治体ではD X推進で、役場窓口における住民負担軽減がされていますが、当村ではどのように推進するのか」についてお答えいたします。

本村では、住民の皆様の利便性向上と、行政サービスの効率化を目的として、近年様々なD X関連施策に取り組んでおります。

具体的には、マイナンバーカードによる住民票等のコンビニ交付サービス、汎用電子申請サービス「L o G o フォーム」によるオンライン申請、税金等のコンビニ収納サービス、令和7年10月開始予定の公共施設オンライン予約サービスなど、住民の皆様が「書かない」「待たない」「回らない」環境の整備を進めているところです。加えて、今年度は総合窓口の設置と「書かない窓口」の実現に向けた検討を予定しております。特に総合窓口の設置につきましては、令和6年度に計上された実施計画の内容を踏まえ、仕切り直しの形で再構築を図っているところであります。

2 番目のご質問の「当村では担当課により窓口が分散されていて、住民に分かりにくく不便なこともあります。この不便解消についてどのようにお考えですか」についてお答えします。

複数の窓口で手続が必要な場面もあり、ご負担をおかけしているケースがあることは承知しております。将来的にはワンストップサービスを目指すところですが、引き続き、各種事務手続について、分かりやすく、丁寧に案内を行ってまいりま

す。並行して、「書かない窓口」等の利便性向上について、導入自治体の事例も研究していきたいと思っております。

3 番目のご質問の「公共料金支払いのキャッシュレス化について検討をどのように進められるかお考えをお聞かせください」についてお答えいたします。

現在、国や多くの自治体においてキャッシュレス決済の導入が進んでおり、住民サービスの利便性向上や、窓口業務の効率化、現金取扱いに伴うリスク軽減等の観点から重要な課題と認識しております。現在はスマートフォンの決済アプリにより、税金・上下水道料、保育料等の料金に関して、キャッシュレス決済を導入しております。

引き続き、ほかのキャッシュレス決済の導入に関して、他自治体の先進事例や技術動向も参考としつつ、住民サービスの向上や行政DXの観点も重視しながら、導入に向けた具体的な可能性を引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7 番（新居禎三君） ご答弁いただきましたが、それでは順を追って2 回目の質問をしたいと思います。

今、村長からご答弁いただきましたが、以前から私はこの関連の質問をしていまして、令和5 年の第4 回定例会で、当然、村長は前の村長でしたが、いわゆる「書かない、来させない」窓口等を役場として研究していくと、そのときは答弁いただきました。かれこれ1 年以上経っているのですが、これからさらに研究を続けていくということになったのですが、その辺の進捗というか、目標みたいなものはつくっているのですか。その辺、もしあればお聞かせ願えればと思います。

○議長（大月民夫君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） では、私のほうから答弁させていただきます。

まず、書かないというか、複雑な窓口業務の統一ということで、総合窓口の設置について、令和6 年度に関係する住民課、税務課等の職員を交えワーキンググループを策定いたしまして、総務課の窓口、住民課の窓口、税務課の窓口を1 つの総合案内という形にして、現在、証明を取っていただく場合も住民課、税務課でそれぞれ必要な証明書を複数枚書いて、それぞれ本人確認を税務課、住民課の窓口とするような、かなり煩雑で村民の皆様にはご負担をおかけしている部分を改善したいという趣旨で、昨年度、ほぼほぼレイアウトから運営方針等まで行ったのですが、やはりその中で、人材の部分ですね、窓口業務を今現在正規職員がやっているところを会計年度の方の

お力もいただきながらというところの、人材面での確保ですとか、あとは収入の関係も総合窓口を1つにしますと、今、手数料等の収入が細かく分かれている状態で、その辺の最終的な詰めの部分で少し止まっている部分がありまして、何とか今年度、もう一度、村長の答弁にありましたように仕切り直しさせていただいて、実施の方向に持って行きたいということで事務方では考えています。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 検討をさらに進めて、早急にやってほしいのですが、その中で今、課長答弁にもありましたが、各課によって申請するのにも書類が違って、いちいち名前と住所を書かなければいけないという部分で、以前、小出議員が書類を統一フォームでできないかという質問をされていましたが、その辺は改善されたわけでしょうか。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） そちらにつきましても、ひな形というものはほぼほぼできてきたのですが、全体的に、一斉に総合窓口を導入する際にしたいという位置づけで、そちらも現在見送っております。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） なかなか、そういう意味でこちら側から、外側から見ていると全然進んでいないなという感じなのですが、特に今、最初の答弁で、マイナンバーカードによるいわゆるコンビニ交付等はまだ随分前からできるようになっていますが、役場窓口でもそういうシステムを、当然お金はかかりますが、書類を書かないでマイナンバーカードを、例えば住民票の写しが欲しい人がカードを当てれば発行できるような、そういうシステムをつくらなければいけないですが、そういうことを導入するお考えはないですか。

特に、私、前も質問しましたが、印鑑証明書を発行してもらうのに、コンビニだとマイナンバーカードだけでいいのです。役場へ来たら、印鑑登録証という村独自のカードが必要なのです。その辺はせめて統一できないのですかね。いかがですか。

○議長（大月民夫君） 村田住民課長。

○住民課長（村田鋭太君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。コンビニ交付というものが今、普及してきて、一般的になっていく中で、通常、昔ながらに行われている役場の業務が置き去りになっている状況は非常に強く感じますので、そこら辺も含めてバランスが取れるような対策、方法というものはこれから検討の必要があるのでは

はないかと思っています。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） できるだけ早くやっていただければと思います。

それに、これも以前申し上げましたが、村の図書館利用も図書カードというのがあるのですよね。これは多くの自治体で最近やっているのは、マイナンバーカードで図書も借りられますよと。そうすると、マイナンバーカードを持っていない人は別にしても、持っている人はカードを2枚持ち歩く必要がないのです。そのために国がDX推進で、マイナンバーカードを強引にやったのもその辺ではないかなと思います。

せっかく国にそういう制度があって実施されているのですが、使えるものはほとんど村も使って行かないともったいないと思うのですよね。そういうところから、村の業務も合理化していかないと、この先、なかなか。特にお年寄りはいまだにどおりのほうがいいという人が多いかもしれませんが、ぜひそういうことも検討していただければと思います。

2番目も以前、私、質問しましたが、先ほども言いましたが、以前聞いたときはそんなにはないということでしたが、3月、4月にかけて転入、転出の人が増えるわけです。転出はいいのですが、転入者は子どもさんがいたりいろいろすると、役場本庁舎で手続をして、教育委員会で例えば障がいのある方がいたりすると、またいちの里へ行かなければいけない。

先ほど総合窓口を検討しているということでしたが、今の話ですと、総務課、住民課、税務課ということでしたが、保健福祉課、教育委員会、すべてを1か所の本庁舎の総合窓口でできるという窓口ができないでしょうか。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 現在、役場内で取り組んでいるまず一歩目として、総合窓口ということで先ほどご答弁申し上げました、総務課の窓口、税務課、住民課の窓口を統一するところをスタートラインとして考えております。近隣の自治体ですと、ワンフロアですべての課が集約されている部分は、当然ワンストップということで利便性が格段に上がるかと思いますが、今の村の公共施設の状況を鑑みますと、デジタル化ですべてが解決するということも考えづらいところもありますので、その辺はまた庁内でしっかり検討していきたいと思いますが、物理的な部分をどれだけ短縮できるかというところは難しい状況もたくさんあるかと考えています。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 当然、デジタル化するにも、システムをつくったり、いろいろと経費もかかるし、そういうわけですが、今のデジタル技術をもってすれば、総合窓口を1か所でやろうと思えばできると思います。やる気があるかないかの問題だと思います。

特に最近よくあるのは、例えば引っ越してきた人が、当然、住民票もありますし、国保に入っていれば国保の手続やその他もろもろ、子どもさんが学校へ行っていれば学校の手続等もあると思います。そういうのをやっている引っ越しオンライン、引っ越してきた人、転入した人がやる手続を1か所ですべてできるとしているところもあります。

あと、引っ越しだけではなくて、お悔やみ窓口。例えばご縁の方が亡くなったりしたら当然、埋葬許可を含めて、いろいろ手続がありますよね。そのご本人が国保に入っていたり、そういう手続も必要でしょう。そういうのも1か所で全部やりますよというのを実施している自治体はかなり増えてきています。

その中で、特に、国の事業だと思いますが、窓口BPRアドバイザーというのをお願いすれば国から派遣してくれる事業があるのですが、そういうのを活用して検討を進めるお考えはあるでしょうか。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 今、新居議員からお話しいただいた内容ですが、山形村も長野県が実施の自治振興組合というところで、DXの先進的な自治体との勉強会を重ねております。

また、近隣の、今、最も県内でも進んでいらっしゃる自治体の書かない窓口も視察させていただきました。そこではお名前を言っていただいて、住所とマイナンバーカードを出していただくと、何も書かずに必要な証明書が即座に発行されて、申請書類に署名だけしていただければいいというシステムだそうです。

今のお悔やみですとか転入の場合も、家族構成とか、例えば障害者手帳をお持ちだとか介護認定を受けているというようなお話を聞くと、それに合わせたデータが玄関のほうにすぐ飛ぶようなシステムで、必要な申請書類ですとかそういうのもすぐできるというすばらしいシステムなのですが、かなりの経費がかかって、市レベルですと1日の窓口来客数とか手続数が山形村とは比較にならない部分もございますので、その辺の費用対効果も含めながら、今でもその辺は今年度もしっかり研究したいと考えております。

外部人材の関係は、現在、ＣＩＯ補佐官ということで、最高情報責任者、副村長の補佐ということで１名の方、国の事業を使って来ていただいています。

その方も、全国の自治体のＤＸ推進にかなり見識をお持ちの方ですので、そういうことのアドバイスですとか、総務省の人材派遣事業も活用しながら進めております。ＢＰＲに特化した外部人材というのは、今のところ考えておりませんが、必要に応じでは専門の識見をお持ちの外部人材を登用することは可能かと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○７番（新居禎三君） ぜひそういう知見、専門性に長けた人にアドバイスいただけるのだったら、そういう制度があるなら利用できるものは利用していただければと思います。

先ほど、課長の答弁の中で、小さい自治体だからかかる費用、いわゆる費用対効果を考えるとなかなかという話でした。昨日も一般質問をされた方がありましたが、特に山形村は今年度から実施された子ども家庭センターがいちいの里につくられて、子育て支援課課長は行ったり来たりしていると。結果的に、それは目に見えない費用ですが、特に職員絶対数が足りていない村の中で、余計な仕事なのですね。

そういうのがすべてＤＸを使うことによってできれば、あっち行ったりこっち行ったりする無駄な労力を削減できるわけですね。より少ない人材の中で、効率的に仕事ができるようにもＤＸは進めるべきだと思いますが、その辺、どうでしょう。村長はどう思われますか。

○議長（大月民夫君） 百瀬村長。

○村長（百瀬繁寿君） 新居議員のご指摘のとおり、私もＤＸは推進していきたいと思っています。まずその前に、各課の事務をしっかりと精査して、どういう形態を取れば効率化ができ、そして間違いなく事務処理が行えるかという点をまず、基本のところを、ＣＩＯ補佐官のお力をお借りしながら、外部人材の力となるだけ早く検討していきたいと思っています。

その上で、どのようなシステムができるのかを、先進自治体を参考にしながら検討していきたいと思いますが、財政基盤が弱い村ですので、そこら辺のコスト面のことは一番重要に考えていかなければいけないと思っています。

業務は効率化できるのですが、いざ予算がない、それでほかの業務に、またいろいろな事業に差し障りがあるということにはならないような形にしていかなければいけないと思いますので、業務もそうですが、村全体のことを考えてＤＸを推進してい

たいと思っていますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 当然、財政が絡んでくることだから、村の財政規模も私はある程度分かっているつもりですが、できるだけ効率よい村政運営をやっていただければと思います。

3番目の質問に移ります。キャッシュレス化は今、答弁をいただきましたが、具体的に私が思うのが、役場庁舎内に収納窓口があるのですが、あと、例えばトレセンの会議室を借りたときとかも当然、村民はお支払いをするわけですが、その辺の窓口もキャッシュレスにはできないのですかね。

○議長（大月民夫君） 中村税務課長。

○税務課長（中村貞寿君） 今の新居議員のご質問に対する答弁であります。今、税でありましたり料金につきましては、キャッシュレスに基づいてお支払いをお願いしているわけですが、そのときに納付書にバーコードであったりQRを附帯しております。そこのところが今後、納付書もその料金、税金に関する納付書以外にもそういうものが附帯できるかどうかというのを検討した上で導入を研究していかなければならないのかなと。それに対しては設備等もシステム等も加味した上で研究をしていかなければいけないのかなというところで、今後、そのところが必要になってくると思っております。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） できればそういうところも全部キャッシュレス化にすれば、例えば毎日、現金勘定したり、そういうことが必要なくなってくるのですよね。全部がコンピュータに登録されるから、非常にその辺も効率化して仕事ができると思うので、ぜひ導入できるような形で検討いただければと思います。

あと、若干話がずれるのですが、つい最近、報道で見たのですが、昨日いろいろな議員の質問の中で連絡組織、部会の中でありましたが、このすぐ近く、松本の和田西原町会というところが回覧板等をデジタル化して、デジタルで見ますと。昨日の村長の答弁でいわゆる連絡班長が配っている広報等も1か所へ集めてそこへみたいなの、ごみ集積所へということでしたが、回覧板だってそれぞれ連絡班等もしくは班長が回しているわけですよ。こういうのをデジタル化すれば必要なくなるのかなと。私たちもやりますが、月に1回、広報、配り物を集めて、回覧を含めて仕分けして、何とか連絡班は何枚という形でやっていますよね。デジタル化すればそういう手間もなくなっ

てくるのですよね。

ぜひそういうのも、特にこれは、そこの町会の役員の方が独自で始めたみたいですが、相当それをデジタル化するには、どういう形でつくっているのか分かりませんが、近くですのでそういうところへ行って情報も仕入れてもらって、研究していただければと思います。

時間もありませんので、これで1番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（大月民夫君） それでは新居禎三議員、次に質問事項2「自然災害に対する備えは」について質問してください。

新居禎三議員。

○7番（新居禎三君） 2番目は「自然災害に対する備え」、いわゆる防災関連の質問をさせていただきます。

近年、世界的にも気候変動の影響なのか、自然災害が多発しています。もちろん我が国も例外ではありません。地震はじめ、大雪、豪雨災害も多く発生しています。そこで、備えについてお伺いしたいと思います。

以前からお尋ねしています、高齢者はじめいわゆる社会的弱者などの要支援者の申告による登録状況はどのぐらい進展していますか。また、それらの方々の個別避難計画の策定状況はどのようになっているのでしょうか。

2番目、内閣府から示された避難所の取組指針のうち、村内指定避難所における一般避難所と福祉避難所の防災機能設備の強化の状況をお示してください。

3番目としまして、災害発生時における小学校での一時避難は当然行われていると思いますが、その後の子どもたちの行動指針をどのように指導されているかお示してください。

4番目として、施政方針に示された、災害発生時に迅速な情報共有対応ができる、連絡組織を構築していくとのことですが、具体的な工程等はどのようにお考えでしょうか。

以上、通告による質問です。ご答弁をお願いします。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に答弁願います。

百瀬村長並びに大池教育長から答弁いただきます。

百瀬村長。

（村長 百瀬繁寿君 登壇）

○村長（百瀬繁寿君） 「自然災害に対する備えは」にお答えいたします。

「自然災害に対する備えは」について、質問の相手が私と教育長となっておりますが、あらかじめ調整をいたしましたので、私から1番、2番、4番目についてお答えいたします。その後に教育長から3番目のご質問についてお答えしたいと思っております。

それでは1番目のご質問「高齢者や社会的弱者などの要支援者の申告による登録状況は。その方々の個別避難計画の策定状況はどうなっていますか」についてお答えいたします。

村では平成27年度から作成を開始し、当時は一斉に高齢者世帯、独居高齢者、一定以上の要介護認定者、各種手帳所持者等に同意を含む調査票の送付を行い「要支援者名簿」を作成しており、現在217名の登録がございます。

また、令和5年度からは各地の自主防災会を中心として取りまとめている「災害時住民支え合いマップ調査票兼同意書」において、歩いて非難が困難で、地区や連絡班の支援が必要な欄に記入があった方や、災害時の避難行動に特に配慮が必要な方に対して個別でお声がけさせていただき、災害対策基本法に基づいて個別避難計画登録台帳の作成を依頼しており、現在17名の登録がございます。

ただし、強制ではなくあくまで個別避難計画の趣旨に同意が得られた場合に提出していただいていることになっております。件数自体は個別避難計画対象者からは少ない状況になっていますが、今年度におきましては、個別避難計画登録者数を増やすために、より多くの方に計画の趣旨にご賛同いただき提出していただけるよう、今年度中に要配慮者（一定以上の要介護認定、各種手帳をお持ちの方）に個別に作成依頼の通知をする予定でございます。

2番目のご質問の「一般避難所と福祉避難所の防災機能設備の強化の状況」についてお答えいたします。

「長野県震災対策強化アクションプラン」が令和6年9月に策定され、耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害死ゼロ」に挑戦を基本目標とし、令和6年度から令和9年度の4年間で「集中取組期間」として設定されています。

これを受けまして、村ではまずは災害初期の生命維持や生活に必要な物資について、共通の考え方・目安による備蓄及び避難所の生活環境の改善の部分に着手をしています。山形村では発災後2日目に想定されている最大避難者数を250人とし、これに伴う備蓄品を食料品などの9品目を中心に備蓄を進めているところです。

4番目のご質問の「災害発生時に迅速な情報共有対応できる連絡組織の具体的な行

程はどのようにお考えか」についてお答えいたしたいと思います。

連絡組織のもとになりますデジタルシステムにつきまして検討を始めたところでございます。GPSを使った安否確認に特化したものにするのか、日常の住民生活の中で双方向の連絡システムにするのか見当が必要で、利便性やコスト等、様々な視点より考えていかなければなりませんので、来年度に向け、時間をかけ考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（大月民夫君） 大池教育長。

（教育長 大池昌弘君 登壇）

○教育長（大池昌弘君） それでは私から3番目のご質問の「災害発生時の小学校での一時避難の後の、子どもたちの行動指針にはどのように指導されているか」についてお答えいたします。

まず、避難については、山形小学校が策定している「教育計画」の緊急事態時の職員対応手引きにある、災害発生時マニュアルに従い行動をします。

例えば大地震発生の場合、一時避難後は余震や二次災害の拡大防止について、自分の命を自分で守るためのできるかぎりの指導をするとともに、児童を落ち着かせながら状況を見て、一斉連絡システム等を使用し、できるだけ速やかな保護者への引き渡しを実施いたします。

豪雨、豪雪等についても、一斉連絡システムを使用した保護者への引渡しの実施も含め、状況を見ながら判断して対応いたします。

いずれにしましても、児童の命の安全を最優先に、臨機応変な対応が取れるよう、日頃からの準備を進めておくことが重要であると考えています。

以上であります。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） ご答弁いただきました。それでは順を追って2回目以降の質問をしたいと思います。

今、1番目に聞いた、いわゆる社会的弱者といわれる方々の個別避難計画までなかなか進んでいないようですが、当然、もしそういう方たちが災害等で避難しなければいけないときには村としても福祉避難所ということで決めているわけですが、最近、福祉避難所の定義もそうですが、福祉避難所を利用できる人の範囲といえますか、当然、お年寄りとか身体が不自由だとか、そういう方は分かると思うのですが、例えば

本人一人で動けない人が、付き添いとしてその人たちも福祉避難所へ行っていいのかとか、各地でその辺が問題になっているようなのですが、山形村としてはその辺をはっきり決めてあるわけでしょうか。

○議長（大月民夫君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまのご質問であります、福祉避難所については一応、保健福祉センターが指定という状況になっております。

部屋についてはたくさんある状況であります。利用できる方については、手帳の所持者の方とか、母子の方という位置づけにして、使えるスペースについてもそれぞれ決めてある状況ではあります。

どうしてもお一人でということが、なかなか移動できないとか、そういうことであれば当然、おつきの方がいらっしゃるわけで、大体1組というような、ご本人と誰か付き添いの方という形で想定しているという状況ではあります。

ただ、建物については、スペースについては限りがあるものですから、何百人も収容できるのかという話になると、なかなか難しい状況であります。

今、想定しているのは、36組ぐらいかなというところで、各部屋を利用できる形でこちらでは取り決めを行っているということでもあります。要介護の関係になってきますと、どうしても保健福祉センター以外でも、あちらの社会福祉協議会のゾーンもお借りしないとなかなか収容できないということです、そういった大まかな取り決めはあるのですけれども、あまり細部にわたってというところまでは行っていないという状況です。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 今、言われるように大まかな決めがあるのです。以前は福祉避難所に行くにも一旦、一般避難所へ行って、それから福祉避難所へ行ってもらうとなっていたのですが、国も方針を変えて、介護が必要な方とか手助けが必要な方は、直接福祉避難所へ行ってくださいと国の方針も変わりました。

ただ、その辺を一般村民がどこまで理解しているか。うちの連絡班も、はっきり言って、役場、体育館、地区でいうと下竹田の公会堂があるのですが、いちいの里のほう歩いた場合、近いのです。昔からというか、住民は何かあったらいちいの里へ行けばいいではないかという意識でいるのです。その辺、村としてはっきり、一般の健全な方は一般避難所へ行ってくださいよということを周知しないと、先ほど保健福祉課長が言われたように、福祉避難所にわーっと来られても収拾がつかなくなってしまう

うわけですね。

その辺を、毎年やっている防災訓練でもいいですが、そういうことを事前に周知する必要があると思うのですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 議員ご指摘のとおり、避難所については近くの公共施設に行けばいいみたいな認識がもし住民の方にあるとするのであれば、周知不足だと思いますので、そこら辺は折を見て、ことあるごとに周知を図っていきたいと思います。

福祉避難所と一般の避難所のすみ分けといいますか使い分けは、確かに住民の方々、隅々までまだ周知できていないのが実態だと思いますので、参考とさせていただいて、周知の方法を考えたいと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員

○7番（新居禎三君） ぜひ機会を捉えてその辺をお願いしたいと思います。

あと、この間、防災士の講演で聞いたのですが、福祉避難所もいろいろな方が来られるわけですね。特に身体にいろいろな機械で補助していかないといけない方たちは、当然、電源が要るわけですね。非常用電源はいちいの里にあると思いますが、それが例えば使えなくなったときとかのバックアップ体制も当然必要だと思うのです。

そのときに言われたのは、山形村もつい昨年ですか、電気自動車を買いましたよね。あれは電源になりますね。ある自治体では、そういう電気自動車をつくっているディーラーさんをお願いして協定を結んで、いざとなったら電源になる車を派遣してもらえるような協定を自動車会社と結んでいるということも聞きました。

当然、福祉避難所だけではなくて、役場本庁舎でも電源は必要になると思いますが、そういう協定等は何か、電気だけではなくいろいろなものがありますが、例えば非常用食料を提供してもらう協定だとか、その辺、村としてはいろいろ講じていますか。

○議長（大月民夫君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 防災にかかわらず、大学等も含めて、村では協定を様々なものを結ばせていただいています。

私もまだしっかり隅々までどの協定がどこまで行き届いているかチェックしているわけではないのですが、協定書については村の会計室の金庫の中で保管をするということで統一を図っているところでもありますので、しっかりと中身を確認させていただいて、足りていない部分については協定ができるような方向でまた協議をしていければと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） ぜひ精査してもらって、足りない部分があればいろいろな協力いただける企業等と協定を結んでいただければと思います。

同じく、2番目に入っていますが、今、役場庁舎、トレーニングセンター、いちいの里も整備はできていると思いますが、各地区にある公民館にWi-Fiの整備はできていないのですよね。私のいる下竹田で、やろうと言って村に相談したら、「それはそっちでやってくれ。村は負担できない」と言われたということなのですが、その辺のお考えはどうですか。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 避難所と言われるところについては、確かに今、Wi-Fiといった機能は必要不可欠になるかなと思いますので、村全体の中で考えながら、公共施設の中も含めてですが、検討させていただき、例えば小学校の体育館も避難所になっているのですが、当然、Wi-Fiの機能はございませんので、全体的なものを含めながら検討させていただければと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員

○7番（新居禎三君） ぜひお願いしたいと思います。

あと、一番気にかかるところで、避難所の取組指針の中に書かれているのですが、立地条件を踏まえた機能を強化してくださいねということで、特に非常用の備蓄品などを補完する倉庫及び非常用発電設備などが、いざ、災害にもよりますが、水害等で発電機等は水没すると使えないのですよね。国の指針はそういう部分はかさ上げしなさいということが謳われているのですが、昨日もありましたが、私が一番気にしているのは、今からつくろうとしている複合施設。プロポーザルの、聞いていましたが、採用されなかったのですが、会社で1社ありましたね。かさ上げすると。あそこは洪水ハザードマップで黄色の次、薄いピンク色、3メートルから5メートル、非常時に浸水する可能性がある場所なのですよね。

特にあそこは、財源の関係で防災の消防団が使う拠点としても機能しなければいけないところなのですが、そういう意味で、まだ設計の段階ですから、でもつくってしまったら、できてしまった中でかさ上げしたら大変なことになりますし、その辺の機能を変更するお考えはありますか。

○議長（大月民夫君） 古畑次長。

○教育次長（古畑佐登志君） ただいま基本設計の最中でございますけれども、今回の

補正予算で計上させていただいております。またご説明申し上げますが、まずは地盤のことということで、ボーリング調査を行う予定とさせていただきたいと思っています。

その上で、松本建設事務所の改善協議も行いながらというところで、事前に対策の取れるものであればやっていきたいということで検討は進めているところでございます。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） ぜひ今の段階ならまだ変更できる可能性はありますので、しっかり考えていただきたいと思います。なおかつ、いちいの里に防災備蓄倉庫もつくる予定になっていますが、あそこも低い土地ですから、せめて防災備蓄倉庫ぐらいはかさ上げしておいていただければと思います。当然、予算以上のものはかかるとは思います、その辺もしっかり頭に入れてつくっていただければと思います。

あとは、いざ災害が起きたときに、当然、避難所運営等、役場の職員の皆さんも総動員でやることになると思いますが、そうはいつでも、当然、日時や時間帯によって、職員が在宅しているときに、村内であればまだいいですが、遠くから来る職員は来られないことも想定されます。

そういうときに、村民の力をお借りしないとうまく行かない部分があると思うのですよね。そんな中で、村もやっと、職員の方が防災士を取っていただいているようですが、職員以外でも村に防災士は私が知っているだけで5、6人いますからね。そういう方たちにいざというときにボランティアでお手伝いいただけないですかみたいな組織づくりも必要だと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） ありがとうございます。確かに議員ご指摘のとおり、今、山形村の職員は58%ぐらいが村外の職員になります。4割ちょっとが村内の職員ということになりますので、そういったところはもちろん加味しなければいけないと思いますし、有事になった際に役場が何ができるかといったら、少ないことしかできないと思いますので、村民の皆さんのお力をお借りするというのは大事なことだと思います。

そのためにも自主防災会というのを今、立ち上げて数年経つわけですがけれども、それがなかなかうまく軌道に乗らないことも現状だと思いますので、そこら辺も含めて、防災士を所有する皆さんも含め、様々、自助・共助の部分で検討をこれからも加えて

いただければありがたいですし、そういったご提案をいただければありがたいと思っております。

○議長（大月民夫君） 新居議員

○7番（新居禎三君） 私の知っている方で、防災士を取られた方が、朝日村ではいたのですが、村内の防災士の会をつくりたいということで動いておられるのですが、防災士会も個人情報だから、なかなか誰が持っているか教えてくれないのですよね。

朝日村の場合は行政を通じて、どういう人が持っているかを防災士会に問合せ、できたと聞いています。そういう意味で、行政が主導で防災士会をやれとは言いませんが、せめてそういうところで行政がそういうお手伝いをいただきたいので、防災士会の名簿を教えてくれないですかとやれば、むげに防災士会もだめとは言わないみたいですから、そういうところも協力してやっていければよりよいのかなと思います。ぜひその辺も検討していただければと思います。

あとは、避難所の、以前にも言いましたが、体育館の空調、冷暖房ですが、これははっきり言ってすごくお金がかかりますが、学校に関しては国の方針で、体育館の冷暖房を進めるという、文科省でしょうかね、国も縦割りだから学校は文科省で、トレセンの体育館は恐らく文科省は関知しないと思いますが。そういうこともありますので、できるところから空調の設備をぜひ入れていただければと思います。

時間もないので、次に行きたいと思いますが、3番目の学校で子どもたちが（災害に）遭ったときに、学校の自分の避難について、自分で自分の命を守るということを最大限やるということで、今、大人もそうなのですが、いわゆる防災手帳というのが結構あちこちの自治体でやっているのですよね。

これは神奈川県の大和市ですが、自分の例えば子どもさんたちの親御さんの、多分親御さんの携帯番号とは学校で把握していると思いますが、ただ学校の中も先生たちがいざ何かあったときにうまく動けない場合、子どもたち自身が携帯番号とか覚えていればいいですよ。ただ、なかなか長いし、そういうのをメモするような。家族、親御さんが駄目ならおじいちゃん、おばあちゃんとかの連絡先とか全部書くようになって、注意事項も書いてあります。慌てて外に飛び出さない、これは主に地震ですが塀に近寄らないとか、そういうことを書いて、こういう紙ですが、折って小さくできるようになっているのです。名刺よりちょっと大きいかな。

こういうことをやることによって、子どもたちもいろいろ災害が合ったときにどうすればいいと意識できるようになるとと思いますし、そんなに手間がかかる問題ではな

と思いますし。今、市販のこういうフォーマットも売っています。ただ、それだとお金がかかるので、学校でつくればそんなに経費はかからないと思います。

これは三重県の教育委員会がつくった子ども防災手帳。これは折るようになっていませんが、こういうのもいろいろありますので、もし今後のためにもそういうのを学校でもやったらどうかなと思って、一言、あれしておきます。

最後に、時間がありませんので。実は、6月2日に村の公式LINEで、住宅の耐震化の助成金が予算の枠になったので、申込みを打ち切りました。私はびっくりしました。

以前にもその辺を言ったのですが、住民の安全を守るために、最近は住民の方も自分の家を耐震化したいという方が増えているのだと思います。2か月で終わってしまうのだからね。4月に始まって。これに対して、村長、補正予算でさらに助成金をつけるお考えはありますか。

○議長（大月民夫君） 百瀬村長。

○村長（百瀬繁寿君） 私といたしましては、今のところ考えてはおりません。なぜかといいますと、私自身の政治方針としまして、個人に対しての補助という形のものをなるべく少なくしていこうと思っておりますので、次年度においてその政策が実現できるようでありましたら、次年度にご希望者の方は申請していただくような形を取っていただきたいなと思っておりますので、今年度については私は考えておりません。

○議長（大月民夫君） すみません。新居議員、制限時間になりましたので。

以上で、新居禎三議員の質問は終了いたします。

ここで、次の質問者席交替の間、暫時休憩いたします。

（午前10時02分）

○議長（大月民夫君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時03分）

◇ 春 日 仁 君

○議長（大月民夫君） 質問順位9番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項「ハラスメント防止対策について」を質問してください。

春日仁議員。

(1 2 番 春日 仁君 登壇)

○ 1 2 番 (春日 仁君) 議席番号 1 2 番、春日仁です。本日は「ハラスメント防止対策」について質問をさせていただきます。

私は令和 3 年第 3 回定例会において、職場内におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、職員の人権と職場環境に関わるハラスメントについて質問を行いました。その際、職員が安心して働ける環境の整備の必要性について提起させていただきましたが、あれから一定の時間が経過しております。今回は、その後の取組状況を確認するとともに、新たな課題として近年注目されている「カスタマーハラスメント」、いわゆるカスハラについてお伺いしたいと思います。

カスハラとは、利用者や住民等からの過剰な要求や威圧的な言動、執拗なクレーム等を指し、近年は民間企業のみならず、行政の窓口業務においても深刻な問題となっております。こうした行為は村民サービスの低下を招くだけでなく、何より職員の心身の健康を損なう危険性があります。

そこで、山形村としての現状と今後の対策についてお伺いします。

質問 1、令和 3 年第 3 回定例会において、職場内のハラスメント対策について質問しました。それから 3 年が経過しています。この間、山形村としてどのような取組が実施され、実効性ある対策が講じられてきたのかお聞きします。

質問 2、行政の各窓口や部署において、カスハラと思われる事案がこれまでに発生しているのかどうかお聞きします。

質問 3、カスハラに直面した職員への対応として、相談窓口の設置や心理的ケア、業務負担の軽減など、どのような支援体制が整備されているのか。また、今後どのような対応を検討しているのかをお聞きします。

質問 4、民間企業や一部自治体では、カスハラに対するガイドラインの策定や、職員を守るためのマニュアルづくりなどが進められています。山形村においても、村職員を守る観点から、組織としての基本方針の整備を検討すべきではないかと考えますが、村の見解をお聞きします。

以上、通告申し上げます。

○議長 (大月民夫君) ただいまの質問に村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬繁寿君 登壇)

○村長（百瀬繁寿君） 質問事項1「ハラスメント防止対策について」のご質問にお答えいたします。

1 番目のご質問の「前回の質問から3年経過したが、その間の村としてどのような取組がされてきたか」についてお答えいたします。

前回ご質問をいただきました令和3年9月以降で申し上げますと、令和3年11月と12月に職層ごとに外部講師をお招きして、ハラスメント関連の研修会を実施しました。また、実効性のある対策といたしましては、令和5年3月に職場におけるハラスメントの防止を目的とした「山形村職員のハラスメント防止に関する要綱」を策定しています。

2 番目のご質問の「行政窓口や部署でカスタマーハラスメントと思われる事案は発生しているか」についてお答えいたします。

村において、基準やガイドラインを作成していませんので、あくまでも一般的な各自それぞれの基準による事案があったかどうか、今回聞き取りをしたところ、内容は様々ではありますが、20件程度の事案の報告がございました。

3 番目のご質問の「カスタマーハラスメントに直面した職員への心理的ケアなどや支援体制が整備されているか、今後どのような検討をしているのか」についてお答えいたします。

職員がカスタマーハラスメントに限らず、様々な事案に対してストレスや悩みを抱えて心身の不調に陥ることのないよう、外部保健師や産業医による面談など、相談ができるような体制を整えています。

また、今後の対応といたしましては、職員の顔写真入り職員証の廃止や電話の入電時の録音メッセージの導入など職員を守ることと、働きやすい職場につながるような職場環境づくりを進めていく予定でございます。

4 番目のご質問の「企業や一部自治体ではカスタマーハラスメントに対するガイドライン等の策定やマニュアルづくりも進んでいるが村の考えは」についてお答えいたします。

全国的にもハラスメントに関するガイドライン等が策定されていることは承知しております。山形村においても、職員が様々な場面でハラスメントを受けることも予想されますので、職員を守り、働きやすい職場環境をつくるために研究を進める必要があると考えています。

以上であります。

○議長（大月民夫君） 春日議員

○12番（春日 仁君） 引き続き、再質問をさせていただきます。なお、ここから先は、パワハラ、セクハラ、カスハラといった、一般的に今、通用している言葉になっていますので、略語になるかと思いますが、それで進めさせていただきたいと思います。

令和3年の11月、12月に職層ごとの研修会ということでしたので、これは一般職と管理職かなと思いますけれども、これはどういった内容の研修会だったのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（大月民夫君） 藤澤総務課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 令和3年にご提案いただいた後に、職員向けの研修会を二度ほどやらせていただいています。

職層ごとということで、今、議員のおっしゃっていただいたとおり、一般職と管理職といった内容で実施をしたと思いますが、内容的にはゲートキーパー講座というところから入りまして、要は職場内での会話、交流によってそういったものに気づきを生むような内容であったりだとか、自殺対策に関することも含めて、それに対するサインだったり、上司としてはそこに気づくことについての研修会の内容だったかと記憶しております。

あとは人間関係づくりが必要だといった内容と、後半でパワハラの関係について内容をご説明いただいているといった内容になっております。

令和3年からこの回ぐらいでというお話なのですが、あらゆる場面で今、世の中がパワハラ、セクハラ、あらゆるハラスメントについて話題になっていますので、職員が気づきを生むきっかけになればということで企画をしたということだと思いますので、ご報告をさせていただきます。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） ありがとうございます。要は、ハラスメントに関しては研修の中の1つだったと思います。という答弁をいただきましたが、令和3年以降、行われていない。この辺はちょっと心配になるところではあります。

今、ハラスメントの種類がどんどん増えてきている状況でありますので、これは年に1回ぐらいは必要なのかなと思いますし、私も幾つか講座ですとか、仲間内でも受けたことがありますけれども、実践的なものが必要。実践的といいますか、事例集を交えて、これはハラスメントに当たるか、当たらないかというグループワークをこな

がら進めるような研修会にも出たことがあります。

これも令和3年のときにも申し上げましたけれども、この研修でやると7割ぐらいは答えがばらばらなのです。「これは駄目です」「ちょっと分かりません、これはグレーゾーンです」「これはセーフです」というような3種類に分かれるのですが、真ん中が本当に多い。これはそれに当たるのかどうかというのは本当に微妙な部分もありまして、そういったグループワーク的な研修を受けていると様々な事例があって、かなり勉強になります。その辺を、できましたら毎年やったほうがいいのかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 職員研修につきましては、毎年何らかの形で年に二度ほどずつやってはいるのですが、議員ご指摘のとおり、今、様々なハラスメントについては社会問題にもなりつつありますので、研修の機会をなるべく増やせるような形で担当とも相談させていただきたいと思います。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 先ほどゲートキーパーということでお聞きました。これは部下とのコミュニケーションの1つかなと思いますけれども、ハラスメントの事例がある職場というのは、部下とのコミュニケーションが取れていない職場というのが多いそうです。

例えば、これは私も研修を受けた中のことなのですが、部下から相談があったとか、部下から提案、仕事の提案もそうです、があったときに上司がどう対応するかで、その職場というのは変わるみたいですね。どうしても、私も昭和生まれですし、「そんなことできない」とか、部下からの相談、提案等に対しても、「それはもうできないのだよ」と頭ごなしに決めつけてしまうことも時代的にはあったと思います。

今は、どういうことかと言いますと、まずは部下の話を聞く。これは承認欲求を満たすということらしいですね。一旦話を預かって、それでもできない場合は「こちらでしっかり考えたけれどもこれはできないよ」と。一旦預かったものを返すことによって、部下は安心というわけではないのですが、上司からのパワハラ的なものは感じないというような、そんな研修も受けました。

各課の管理職の皆さんもぜひ、その辺をしっかりと、どう部下と接したらいいか、部下からの提案をどう返したらいいとか、そういったこともしっかり研修していただきたいなと思います。

次のカスハラに移りたいと思いますけれども、これは本当に最近になって言われています。新聞にも昨日載っておりました。カスハラ対策で全企業に義務化ということも報道されておりました。

カスハラに近いものですか、カスハラの事案が20件あったということで、これは職員に調査をして初めて分かったのか、例えばその課の課長は今回の調査をしなくても、聞き取りをしなくても知っていたのかという、そこら辺はどうでしたか。お聞きします。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） お恥ずかしい話なのですが、今回このご質問をいただいて、急遽、各課長を通じて職員に聞き取りをしたものであります。

大変申し訳ありませんが、各課長が把握していたかどうかというのは私は掌握していないのですが、本当に先日、新聞報道にもありましたけれども、企業だけではなく、これは地方自治体、自治体についても同じ法律を適用していくという書きぶりもありましたので、注視しながら職員を守ることをやっていきたいと考えています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 課から報告があったかというのは分からないということでしたので、ちょっと答えにくいかもしれませんが、その20件の中に、議会からのカスハラ、議員からのカスハラというのはありましたか。お聞きします。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） ございません。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） これも自治体によってはあります。本当に、執拗に職員に対して要求ですか時間を拘束するというのはあるそうです。その辺もしっかり報告できるような、上司に報告できるような雰囲気づくりというの也需要ですし、職場づくりというの也需要だと思います。

カスハラを受けたほうは、一生覚えているのですね。つらい思いをしたというのは覚えている。言った方はすぐ忘れてしまうのです。どうも世の中、そんなことらしいです。言われたほうはいつまでもいつまでも残っていますので、本当に、対応した職員がもし心が傷ついていたら、その対応というのはしっかりしないといけないと思いますが、外部保健師や産業医による面談、相談ができますということでもありますけれども、これは外部ですよ。内部ですぐ相談できるような、そんな組織づく

りというのも必要だと思いますが、その辺はどうでしょうか。お聞きします。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 今、お願いしている産業医の先生、外部の保健士の方については、カスハラというものではなく、仕事をする中で悩みがあるとか、本当に身の上話というか自分の家庭的な問題も含めて、広く相談に乗っていただいているのが現状であります。

組織内では言いますと、以前は内部の保健士が担当の窓口になっていたのですが、なかなかそこだと本音が話しづらいという話もあって、たしか外部の保健士さんに入っただき、村の中で、職員の中で大きな事案があったりもしたことがあったので、そういったことで入っただいたという記憶がございます。

現在は、職員の困り感だとか、いわゆる相談事というのは、私、4月に総務課長にさせていただいたのですが、それ以降であっても8件ほど相談はありました。

一応、総務課が窓口になっていますけれども、総務課の誰というところまでの定めはまだないものですから、そこら辺も分かりやすく職員に周知ができるような格好にしたいと思っています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 8件ほど相談があったということであります。これは窓口は本当に必要かと思います。どこそこに相談するのだよということは全職員の方が把握していけるのがいいかなと思います。一番困るのは、心が傷ついてしまうのが一番、回復がすごく遅れますので、その辺の専門的な機関につなげていくとか、そういったところまでケアできるような窓口体制というのが必要だと思います。そういった窓口はつくれるのでしょうか。その先ですよ。心を痛めてしまった職員がその先へ相談できたりという窓口をつくっていくことはできますか。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 現状の形でも、医療につなげていくところまでは実際やっておりますし、医療機関と産業医の先生ともつながっていただいて、表ではない、裏のところで先生同士でお話をさせていただいたり、外部の保健士さんと産業医の先生も、当然のことながら情報が共有できておりますし、私が保健師さんのほうに相談ごとを投げるときには、必ず産業医の先生にもメールのCCで一緒に送るというような手続で、村と産業医の先生と保健士の方は情報が共有できているといった状況になっています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 分かりました。相談するには、一番には所属する課の上司だったりというのが一番相談しやすい環境になればいけないと思います。管理職の皆さんについては、しっかりこの辺のカスハラに対する対応、対策というのは課長会議等で共有していただきたいと思います。

松本市役所でも来年度から、名札ですか、カスハラ対応ということで、名字、ひらがなのみ明記の名札にすることで対応していくということですが、村はどうでしょうか。今、ついているのはどんなものでしたっけ。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 今、私どもが下げているものは、山形村職員証ということで、顔写真とフルネーム、それから振り仮名が書いてあって、村長の押印がしてあるといった内容のものになります。

今、これ、勤怠システムのＩＣチップでも、勤怠管理も兼ねてやっているものから、これ自体は今後も使うのですけれども、先ほど村長の答弁にもありましたが、お客様の前に出るときにぶら下げるものについては、今、松本市さんがやり始めだと思いますけれども、平仮名の名字のみという形に変わってきてつありますので、そういったものも参考にしながら変更していければと考えています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） これ、でも、明日にもできるようなことですね。今、顔写真つきのは勤怠のことというので、それはそれでいいのですけれども、あくまでも窓口ですとか、名札というのはすぐに替えられるものですので、村長、ぜひ、検討ではなくて、職員を守るためにもそういった方向性で行ったほうがいいと思います。それだけお願いしておきます。

ハラスメントに関して、すべてそうです、カスハラも含めてですけれども、どこからがハラスメントかは本当に難しいのですよね。受けた方の感じ方一つで変わってくるものですから、ここら辺はガイドライン等をつくらないとだと思えますし、どこからがハラスメントかは本当に、しっかりと管理職の皆さんが共有していかないといけないと思うのですけれども、その辺、どうですか。ガイドラインをしっかり策定して職員を守るということで、その辺のお考えをもう一度聞きます。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） ガイドラインについては先進事例ではもうつくっていると

ころもあるようでありまして、見させていただいても、なかなか難しいものかなと思っています。

せんだっての新聞の記事にもありましたけれども、これが中小企業ならずとも自治体にも適用されていて、カスハラ対応については明文化していくということになるものですから、2026年だったと思いますが、施行を目指すを書いてあったものですから、そんなものも情報がこれから降りてくるといいますので、参考にさせていただきながら、この管理職ではここが線だったけれども、この管理職はここだというような、そういうグレーがあるのが一番いけないことだと思いますので、きちんとしたルール化の意味でもガイドラインなり何なりの決まりごとはつくるべきだと考えておりますので、今後検討します。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 自治体によってはガイドライン以外に防止条例といったものも、今、県外でしたかね、あれは。県内は私、確認できていませんけれども、そういった条例を策定している自治体もあります。その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） 条例がいいのか、要綱がいいのか、ガイドラインがいいのか、ちょっとまだしっかり定まったところはありませんけれども、何かしらの決まりごとはしっかりつくっていく必要があると思っていますので、先進事例でも条例があるところ、たしかまだ都道府県、大きなところだったような気がしますけれども、参考にしながら、近隣の状況も踏まえて、ここら辺だとどうしても松本市さんが、議員おっしゃるとおり先進事例で、庁舎内に警察のOBの方がいらっしゃったりとかいうことで、指導にも入っているという話なので、そういったこともお聞きしながら、参考にさせていただき、今後検討させていただければと思います。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 松本の警察OBの方、これも朝刊に載っておりました。村がここまで雇うことも大変ですし、そんな事例も松本市みたいな大きな役場とは違うと思いますので、その辺はあれですけれども、専門的にそれに対応するような部署というか担当する方は置いておいたほうがいいかなと思います。

先ほど、条例がいいか要綱がいいかということで、戻ってしまつてすみません、令和5年3月に「山形村職員ハラスメント防止に関する要綱」、これはどのような内容で、これはホームページに載っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大月民夫君） 藤澤課長。

○総務課長（藤澤洋史君） ホームページの例規のところから検索をかけていただくと入れると思います。

内容的には「山形村職員のハラスメント防止に関する要綱」ということで、令和5年3月に発出させていただいて、目的としてはすべての職員がお互いの人権を尊重し合い、良好な職場環境を確保し、もってハラスメントの防止に資することを目的とするといったことで、職員の中のルールという感じになっています。

中身的には、ハラスメントに関する定義として、パワハラですとかセクハラですとか、ハラスメントに関する定義がまずあり、職員の責務としてはこういう責務だよ、所属長、いわゆる課長管理職の責務はこんなことだよというところを明記したものがありまして、あとは、もしもそういった事例があった場合にはこういった様式でもって、担当課は総務課なので総務課のほうに提出するようにといった流れのつくりになっています。御覧いただければと思います。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） ありがとうございます。また確認させていただきます。今回、私、ハラスメントといいますかカスハラというのが山形村ではどうなのかなということで質問させていただきました。

ハラスメントは難しいというか、どこにでもありまして、実は議会の議員に当てはまることもあるのです。これは私の知り合いの県議会議員の方で、選挙に出たときに街頭演説で握手をして、女性議員の方なんですけれども、握手をしたら、30秒ぐらい手を離してくれない人がいると。執拗に手を離さないということを何件か経験したということもあります。

半日ぐらい議会議員を捕まえては、こんこんと、ただただ文句を言いたいだけで拘束するといった事例も話を聞いたことがあります。先ほど言いましたけれども、議会からも役場職員に対して、パワハラであるとかカスハラという事例も村外にはあります。

そういったすべてのものがパワハラ、各ハラスメントによって心を痛めて離職するような、離職するというのはいちばんいけないことですし、せっかく仕事を覚えてきた職員の方が心を病んで辞めてしまうというのは一番あってはならないことかなと思います。スキルアップで離職していくのはいいのですけれども、心や身体を痛めて辞めていくというのはよくないということで、今回、こういった質問をさせていただきました。

た。

ぜひ各ハラスメント、特にカスハラというのはかなり職員の方、窓口の方、対応した方がすごく心傷つくことだと報道もされていますし、実際そうなのだと私も感じているところであります。

まとめに入ってしまったけれども、ぜひこういったものに関して、しっかりとガイドラインなり条例なりというのを村でつくっていただきたいなと思います。

村長、何か一言あれば答弁いただきたいと思います。

○議長（大月民夫君） 百瀬村長

○村長（百瀬繁寿君） 春日議員のご指摘のとおり、ハラスメントにより職員の健康並びにいろいろな不都合が生じないように私としてもカスハラ対策に対して取り組んでまいりたいと思いますので、またご指導をお願いして、いろいろなところから情報を集め、そしてまた弁護士や警察等の関係機関とも協力いたしまして、そのような対応を取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 今はないですけれども、議会からもそういったことがないように議会議員としてもしっかり研究、勉強していききたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大月民夫君） それでは、以上で春日仁議員の質問は終了いたします。

ここで、休憩を挟みます。

約10分間、10時45分再開いたします。休憩いたします。

（午前10時33分）

○議長（大月民夫君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時43分）

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（大月民夫君） 質問順位10番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項「山形村の農業振興はどのように、何を行っていくのか伺い

たい」について質問をしてください。

上條倫司議員。

(10番 上條倫司君 登壇)

○10番(上條倫司君) 議席番号10番、上條倫司。よろしくお願いします。

「山形村の農業振興はどのように何を行っていくのか伺いたい」。

山形村は農地の構造改善事業に始まり、スプリンクラー等が設置され、かん水ができて、今は農地排水対策事業が行われました。事業に携わった人たちには感謝しかありません。これらの事業は国の政策として日本中で行われましたが、国民の食糧生産という役割が山形村にはあると思います。農産物を安定生産させていくことが大切です。そこで質問します。

質問1、農業従事者は今どのような状況で、今後どのようなになるか伺いたい。

質問2、行政は農業生産者を育てるのには何を行っていく必要があるのか伺いたい。

質問3、農家の農業技術の向上と農業経営感覚を身につけると強い農家になっていくと思いますが、行政は何ができるか伺いたい。

質問4、山形村で農業をやりたいという人が現れたら、どのようなになっているのか伺いたい。

質問5、山形村で農家募集は行うのか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(大月民夫君) ただいまの質問に答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬繁寿君 登壇)

○村長(百瀬繁寿君) 質問事項1「山形村の農業振興はどのように何を行っていくのか」のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の「農業従事者の現状と今後について」についてお答えします。

公表された数値は少し古くなりますが、2020年の農業センサスの統計数値で、年60日以上農業に従事した人が654人、うち自営農業を主な職業とする基幹的従事者の数は595人でした。

かつては農業といえば農家世帯の家族のみで営む場合がほとんどでしたが、近年では家族経営においても大勢のアルバイトや従業員を雇用する農家が少なくありませんし、外国の方の雇用を受け入れるなど、より多くの労働力を確保して規模拡大を図る農家や、農業生産法人の社員としてノウハウを培った後、独立するケースも見られて

います。ただ、高齢化等により農家戸数は減少していますので、農業従事者自体も今後減少が続くものと推測している次第でございます。

2 番目のご質問の「行政は農業生産者を育てるのに何を行っていく必要があるのか」についてお答えいたします。

新たに就農する方が産地の一員として自立した農業経営を実現するには、生産技術の習得はもちろんのこと、様々な経験を積み学ぶ時間が必要だと考えております。当然のことながら、本人のやる気が一番大事ですし、周囲の協力やバックアップも重要な要素となりますので、行政もその一角を担い、J A や地域の組織、県の普及期間などと協力して、よりよい営農環境の整備に努めることが役割になると思っております。

3 番目のご質問の「農業技術の向上と農業経営を身につけて、強い農家になるために行政は何ができるか」についてお答えいたします。ただいまの内容とおおむね重なるものと思いますので、2 番目の回答と重なるものと思いますので、省略させていただきます。

4 番目のご質問の「村で農業をやりたいという人がいたらどうなっているのか」についてお答えいたします。

実際に産業振興課や農業委員会に問合せもでございます。基本的には J A や農業農村支援センターも交えてヒアリングを行い、ご本人の意向を具体的に伺うようにしております。

5 番目のご質問の「村で農家募集は行うか」についてお答えいたします。

農家募集が新規就農者の募集ということであれば、現状では村から積極的に呼びかけることはしておりません。

以上であります。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10 番（上條倫司君） ありがとうございます。令和 5 年度より夏は 7 月、8 月、9 月と大変期間が長い夏が始まってしまったのか、そんな気がするのですが、それによって昨年の秋あたりから米騒動と言われながら何の手も打たないでいれば、どんどん、どんどん単価が上がっていってしまうという、そういうふうに感じたわけです。

冬になって、1 月、2 月は温暖な暖かい陽気だという 3 か月予報があったのですが、途中から全然違う陽気になってきて、寒くて雨が降らないということで、薬物を中心に単価が高騰ということで、キャベツが 1 個 1,000 円というような、ちょっ

とぼった値をつけたなというふうに思ったわけですが、ここら辺でも 600 円というような定価が貼られたり、白菜を中心に、お付き合いをしている八千代町もそうなのですけれども、白菜を輸入ということを業者はすぐ行うことができるということで、何しろ荷を間に合わせなければいけないということで、中国から白菜を取って、契約してきたようですけれども、大体契約しても半年契約ということで、長野県の出荷が行われるところとちょっと重なってきってしまうということで、葉物を中心に大変安値ということがあるわけですが、冬場の産地はお金を取った時期と取れなくなってきた時期というのがあるのですけれども、どうしても割を食ってしまったのは長野県という今の状況になっているわけです。

これは露地野菜というものは必ず 10 年に一度か 20 年に一度、このような苦しい状態が繰り返されるという。どうしても天候に左右されやすいという。山形村も露地野菜が中心ですので、そういうこともあり得るということで、いろいろと農家も頑張ってもらわなければならないなというつらい場面もあると思いますけれども、そういうことで進めてもらいたいと思います。

それと、山形村は、昔は 800 町歩という畑、田んぼの面積があったわけですが、明らかに人口が、農業者人口というか生産者人口が減ってくるということで、ここへ来て 10 年したら本当に、私もそうですけれども、動けなくなる人が増えてくるということで、必ず新規就農に取り組んでいかなければ、800 町歩といわれる土地を守っていく、生産していくことができなくなってくる、荒れた状態が出てきてしまうのかなということも心配されるわけです。

田んぼにしても、今、どうにか年寄りがつくっていますけれども、若い人がつくり出さないと荒れ地になってしまうということで、どのぐらいの人が足りなくなるといふところまでは出ないと思いますけれども、そこらのところは細かい数字がもし出るようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大月民夫君） 中川産業振興課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 今、議員がおっしゃられた農地の面積であります、かつて 800 町歩を超えるような面積で農業が営まれていた時代もあったかと思いますが、今の山形村の農地はおよそ 700 ヘクタールと捉えております。

当然、畑と水田では畑のほうが圧倒的に多くなるわけですが、そのうち一番新しい昨年現在で、いわゆる遊休荒廃農地として私どもが判断した面積がおよそ 20 ヘクタールほどございます。

これまで数年は11～12ヘクタールぐらいということで数字的には動いていましたけれども、一筆調査という形でもって、それこそ山際まで全部確認をして精査したところ、それぐらいになるだろうということで、農業委員会でも確認をしているところです。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 20ヘクタールというのはすごい面積だと思うわけですが、ロータリーを1回もかけられないという形になっているということでしょうか。どんな状況なのか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 遊休荒廃農地は、これは国が全部一つの物差しで調査をしている調査での数字になりますが、3段階、細かくありまして、実際にはこれ、山形は恵まれているほうだと思いますが、場所によっては本当に山の中みたいなのところ、完全に森林化しているようなところ、地目が農地であっても森林化しているとか、雑木が生えてしまってどうしようもないというところが最悪というか一番ひどい農地ということになります。そのほかA、Bというくくりの中では、伐根だとか伐採によって農地への復旧が十分可能であるという判断のところで、通常のロータリー工機をある程度すれば普通に作物が生産可能であるという、その3段階ぐらいの判断の中でありまして、山形はさっき一番最初に言った、もうこれは駄目だということなところは面積的にはそんなにたくさんはないですけれども、あとの2区分についてはそれ相応の面積にはなるかなというところであります。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 草畑というのは突然現れるときがあるのですけれども、知らぬ間に3メートルぐらいにアカザがなってしまうというような、そういうのは事前にはどうとかならないものなのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） はっきり申し上げることは個人の責任だというのが大前提にあると思います。それを踏まえた上で、関係するところがどういう対策を取るか、あるいは生産者組織、ご本人、当事者も含めてですけれども、これをあまり悪く考えるのではなくて、周りに迷惑をかけないようにちゃんと一定の環境は保とうねということをみんなで理解し合えるか、約束し合えるかという機運をつくるということ、は、権利だとか法律とかいう以前の問題になりますので、ここは村、農業者みんなで

もって機運を高めていかなければいけないということだと思います。

ただ、技術的に何かすべきではないかということになれば、荒廃化を防ぐための年に一度の管理耕起ですとか、ロータリーがけだとか、新しく農業をやりたいという人が来た場合にこういう農地が空いているよということを紹介できるような、そういう準備の体制というのは、ある程度システム化というか仕組みにしていかなければいけないという部分でもあると思います。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 日ごろ声かけをするという、昔は放送があったりして、放送を流せたのですけれども、文書だと閉じてあれば何も見えないし、文書はしゃべってくれないし、何かうまい方法、いろいろな、声かけをするというところをできるようにしてもらえたら、いろいろなことが「そうか」とみんなが思うようになると思うのです。

うまい方法が、村全体を動かしていくには、声かけということがもうなくなってしまっているもので、ある程度コントロールができない状態だと思うのですね。なので、県道の端の土手の草がもう1回も刈らないというところも出てきたり、農道のほうも理解のない人は刈らないだか、そういう声かけができればいいと思うのですけれども、そこらのところはどういうふうに。突然、土手もみんな百姓の人が通るところでも何しろ草が1回も刈られないという状態も出てきているという。どう思っていらっしゃるのか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） よく言われます、先ほどおっしゃられた放送もそうですけれども、皆さんがイメージされる声かけというのはどこからの声かということもあると思うのですね。

昨今、特にそうですけれども、行政からの声かけが声かけだとするなら、それでは全然足りないと思います。同じ立場の皆さんが声をかけ合うということが必要だと思いますし、同じ立場の皆さんで言い合うことでもって自覚することというのはたくさんあると思うので、私はそれが一番強いかなと、必要かなと思います。

その意識を、昔は多分もっとあったのだろと思うのですけれども、それが今の世の中、やりづらい、しづらい世の中になってしまっているということもまた事実だと思いますので、それに代わる、あるいはそれを補足するような何か方法は考えなければいけないと思いますが、個人に任せておいて無理なのであれば、ではみんなででき

るような、例えば春と秋の環境整備のように、春と秋の農道整備をやったっていいと思いますし、みんなで動こうという機会を、アイデアを出し合いながらつくっていくということは大事なかなと思います。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 行政が農家を把握するというのはなかなか難しいと思います。

そこで、農協の部会を通じて下していくというのが1つの手ではないかなと。農協の言うことは割と聞いてくれるような気もするのです。だからそこらのところを、村長も農協と行き会ったときにそういうことを、何しろ土手は本当は村でやらなければいけないことだけれども、農家の人に言ってもらおうというような、農協に言ってもらおう、整備もしてもらおうという形が取れば何となくうまく行くのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか、村長。

○議長（大月民夫君） 百瀬村長

○村長（百瀬繁寿君） 議員ご指摘のとおり、関係機関とお話合いを持てる機会がございましたら、そういった話もあったという形で提案させていただきたいと思います。何しろ農家の方々も、大規模化とか高齢化で、なかなかのり面に対しての草刈りに手が回らない方も増えてきております。そういった現状も踏まえまして、どうやってやっていただけるか、小出議員のご質問にありました外来生物のことにつきましても、花が咲く前に草を刈っていただければ広がることはございませんので、そういったこともいろいろ総合的に考えまして進めていけたらいいなと考えておりますので、いろいろな関係団体と打合せをしながら検討していきたいと思っています。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） この頃本当に目立つのは、羽の生えて飛んで行く草というのが土手にいっぱい生えているもので、そこからまた飛んで行くというような形が本当に多く見られて、花盛りのときは本当にきれいに花は咲いているのですけれども、そういうところも気をつけてもらうように。

本当だったら土手は村で全部管理しなければいけないと思うのだけれども、そんなわけにはいかないと思いますので、そこらのところを、村長、動いてもらったりしながら、農協を通じながら、うまくやってもらえればきれいな村になっていくのかなと思います。

ありがとうございました。そういうことでお願いしたいと思います。

それと、3番目に移っていききたいと思いますけれども、新規就農ということで、農

業をやる人たちが増えてきていると思うわけですが、それでもまだこの700ヘクタールを耕していろいろ生産してお金に替えていくということをしていくには、ちょっとまだ減るほうが多くて新規が足りないと私なりには思うのですけれども、こちらのところは村としてはどのように思っているのか、お聞きしたいです。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） いろいろなところで申し上げますが、いわゆる新規就農の受入れ、その土地、土地、例えば山形村で言えば山形村の農業の形態というものはどうかということがものすごく大事なところだと思うのです。

よく国策といいますか、言われるところは、一大産地というものは単品目でもって形成されていることが多くて、面的な調整ができれば、ある程度土地を集約して新たな労働力もそこに投入していくことがしやすいということだと思うのですけれども、再三申し上げますが、山形の農業の形としては、限られた土地を輪作体系を上手に組んで、面で回しながら、いろいろな作物を年を通して収入を得るという形なものですから、土地の使い方というのは非常に複雑だと思うのです。

その中で、そういった農業かどうかを把握してかどうか、あるいは単に農業というものにあこがれて話を聞きに来られる方もいますけれども、そういう方にお話をするときに、山形村の土地の使い方ということをお話ししたときに、「すぐに空いてくる畑はないかね」というところに話が行ったりするのですね。

ただ、おっしゃったように、取り巻く状況としては、ここ5年、10年となってくればリタイアせざるを得ない方もいらっしゃると思いますので。ただ、それを今からこういうふうにと約束できるか、どのくらい空いてくるかということをしっかり把握できるかという、それは山形村の場合は難しいかなという気がいたします。

ですので、昨年も地域計画の策定、いろいろしましたけれども、地域計画は10年後この畑を誰がつくるかというところまで明確にしていけというのが主なところでありましたけれども、今それをここでやるのは非常に難しく、10年先とは言わず3年とか5年先を見ながら、様子をはかっていくということが今、そこぐらいしかできないかなとは思っています。

ただ、そういう新しい声に対しては、この状況をしっかり説明して、山形村で農業をされたいと思うのか、ほかのところでも可能なのかということは確かめるようにはしています。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君）　いつまでも自分は仕事ができると思っている農家の年寄りがいっぱいいると思うのですけれども、一応、10年ぐらい経ったらできないとか、5年ぐらい経ったらできないという、ちょっと弱音を吐いてもらうような企画をうまく利用しながら、本当だったらその人が里親になってもらうという、そのところをうまく結びつけていければ、すんなりと後継者ができてくるような気もするのですけれども、それは行政がうまく仕組みをつくっていくことができればいいかなと思うのですけれども。

それと、新規就農で、今どんどん、5年、10年経って、栽培も上手になって、お金を取れる経営形態をやっている人もいるわけですね。そういう人には必ず里親という人がいるというような、そのほうが本当にすんなり行く。それと、各部落によっても違うのですけれども、密にお付き合いをしている部落は割といろいろな人から話が聞けるものですから、1つずつちょっとした細かいことも人から話を聞くということが大事だと思うわけです。自分で考えていると、5年や10年はすぐに経ってしまうものですから、人に聞くというのが本当に技術習得、自分の分からないことをぽっと聞く。そういう機会をつくるような形をうまくできれば、とてもすんなり後継者が育ってくるのではないかなと思うわけです。そこらのところはどういうふうに役場として思っているかお聞かせ願えたら。

○議長（大月民夫君）　中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君）　農政は特にそうですけれども、行政が単独で仕掛けることというのは非常に難しいと思うのですね。それは成果もそうですし、予算といえますか財源的なこともそうだと思います。

昨日から話題になっていますけれども、農業立村という言い方、基幹産業という言い方は山形村が他に誇るものだということは重々承知しておりますが、これだけ時代が変わってきて、都市化が進んできてという中では、そのニーズだけを進めることはなかなか難しい話でありまして、ほかの住民ニーズですとか財政需要みたいなものにも等分に応えていかなければいけない中で、でもその基幹産業を前に進めていくためには、当事者である農家の皆さんですとか、関係する農業団体、あるいは場合によっては農家でない皆さんの協力だとか理解も必要だということもあると思います。

ですので、冒頭申し上げたように、行政だけの仕掛けではなくて、関係する皆さんと話しながら、小さなことからでも今までになかったアイデアがもし出せるのであれば、そういうことを膨らめていくことが必要ですし、あとはそれを特に若い世代の皆

さんに、農協の青年部ですとか農村青年会議ですとか、30代、40代ぐらいまでの皆さんに提案したときに、その皆さんがそこに興味を持って参加してくれるようなものを雑談のレベルから仕掛けるといふか話をしていくことが大事で、さっき言ったコミュニティというのは非常に大切なことかなと考えます。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 今、農村青年会議という言葉も出たのですが、農村青年会議の持っている力というのは本当は大きいと思うのですよね。ただ、お金を渡しているだけで終わっているというふうに感じるのですけれども、村として青年会議を使うのだという、何かをやらせるということが次の時代を開いていくような気がするのです。

県辺りで農業士というのが昔はあったのですけれども、何だかやっているのだかないのだか分からなくなっていて、知事が代わるたびに弱くなっていて、今やっていたかというような。当初は経営の勉強をしたり、いろいろな仲間づくりということで、いろいろな人と行き合うということをしていたわけですが、どうしても知事が替わると、自分が考えたことではないので本当に弱くなっていて、本当に残念だと思うのですが。

村で青年会議の長に何かをやってもらふアイデアを出せたら面白いかなと思いますので、研究してもらいたいと思います。何しろ期待を村でかけてもらうという、若い衆に期待をかけてもらうということが大きな次のステップにつながっていくのではないかと。知らん顔をしていたのではやる気も起きないし、親父とけんかしている気になったりしてはいけないと思いますので、期待をするということを、村長には本当はやってもらいたいと。農業をやっている若い衆に期待をするということを働きかけてもらえたら、本当に若い力というのは大事ですので、そういうことができればいいかなと思います。

それと、村長、就任して以来、施政方針の中でも産業振興という言葉で終わってしまっているものですから、昔から農業立村、農業を中心にした村づくりということでやってきたのですけれども、村長自体としては農業立村で行くのだという思いはあるのか。どんなものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 百瀬村長。

○村長（百瀬繁寿君） これだけの広大な農地を抱えている我が村としましては、農業は欠かせない存在だと思っています。議員、先ほどご指摘の農村青年会議の話もござ

いましたが、私としてはそういう若い世代の方々に今現在、A I やロボット、I o T を活用して目覚ましいほどの技術革新時代が農業にも訪れていると思っております。

そういったことを踏まえまして、関係機関と協力し、スマート農業を若い世代の方に研究していただいて普及していきたいと思っております。それを伴走することが行政としてできることではないかと思っています。

議員、冒頭でおっしゃられたとおり、最近は気候変動でベテランの農家ですら安定した生産ができない状況になっておりますので、これからA I を使いながらいろいろなことを解析すればかえってベテランよりもいい策が取れるのではないかという時代もいつかは来るかと思っておりますので、そういった新しい技術を使うことをこれからの若い農家の方には普及して、私たちも協力していきたいと思っております。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 農業も新しい時代がある程度見えてきているかと思います。

私たちはもう10年という畑に行くのも困難になるかもしれませんので、ぜひ若い人に期待をして、難題でもいいですから、吹っかけて、荷を背負わせるような形で頑張らせるということがうんと大事だと思います。それに見合った収入というものも出てくると思います。それだけ日本中、こういう高齢化が進んで、市場に荷が集まらなくなってくるという状況も見えている形だと思います。

私も部会長をやったときに、市場と十年来のお付き合いをしたのですが、市場というのは一年中、荷が毎日集まってくるということで、情報というものを非常に大事にしている。足りなくなるという把握を早くすると、対策が打てるというのが市場の最前線。それで気候変動で荷が来なくなる可能性があれば、違う産地へ行ってこういうものはどうですか、つくれますかという仕掛けをする。それが市場の5年後、10年後の仕事と見ています。特に気候変動でセロリはできなくなっていますので、海拔のより高いところへ行って、こういうものがつくれないかということを言ってきます。

そういう情報をつかんで、対策を取っていくことが市場の生きながらえていく道だと思います。市場とお付き合いをすると大変勉強になると。しゃべりも上手なので、大変勉強になって、対策を必ず取っていくことをしていますので、村も対策を取りながらというところを、情報をいかに把握していくか、これは農業をやっているもそうです。こういう天候になりそうだし、こういう天候だから先に手を打っていくという栽培ができる人と、「いや、行けなくなっちゃった。いけねえ」で済ませてし

もう人と、そこが作物と話ができるというのが基本になってくるわけですね、技術というのは。そこのところが読めるか読めないかで雲泥の差が出てくる、収入に現れてくると思います。

ですから、すべての仕事は同じだと思っています。ただ、農家は畑の中の状況、自分の畑の中の状況が把握できるかどうかという。そこが、天候に合わせて栽培をしていくことができるか。ですから、仕事というのは全部同じだと思っています。村の仕事もそういう形で行ってもらいたいと思います。村はバックアップをするのも仕事です。そのバックアップのところをぜひやっていってもらいたい。

まとめになりますけれども、農協というのは栽培する技術というのを、農薬は何を使うか、どういう対策を取っていくかという技術面というのを大変得意としている、そしてまた技術員もいろいろな技術員がいて、本当に学者くらいの技術員もおりますので、そういう中で技術の向上というのは農協にお任せして、村の仕事としては、農家に経営力を持たせるという仕組みもぜひ取っていってもらいたいと思います。

あと、5番目の質問ですけれども、山形村で農家の募集ということで行ってもらえればうれしいのですけれども、そこらのところは大変難しいと思いますけれども、今はないと思うのですけれども、これから考えていくのか。そこらのところはどう思っているのか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） ありがとうございます。募集は必要ないとは決して思いません。先ほど申し上げましたが、今回、全国で地域計画というのを策定したのですけれども、これは先ほど言ったような事情から、ある程度短い期間で、いつまでにこういったものをつくりなさいという使命の下に行いましたが、これを山形村に置き換えたときに最適な計画は何だろうかとまた考えて、10年先とは言わず、さっき議員がおっしゃられたように3年とか5年先を見据えて、出てくる農地はどれぐらいあるだろうかというのを少し時間をかけて調査しながら、この辺はいつごろ空いてきそうかどうかということも見ながら、山形村の改めての計画を1回練り直す必要があるかなと思います。

そこでは、技術面を担っていただくJAさんも含めてですけれども、どういった栽培がいいのかということも含めて、あとは土地改良のこともそうですけれども、いろいろな要素を考えた中で、近い将来の山形村の、例えば受け入れ可能な就農者数とかいったものを試算してみることも1つかなと思います。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 人の考えていることをコントロールするなんていうことはできないわけですが、「こういう仕組みがありますので、安心して農家になってください」というくらいになっていければいいかなと思うのですけれども、いろいろな世の中の変化とかそういうことがあるわけですが、農業をやりたいという人もいますので、そういう人が気軽に組み入るくらいになればいいと思いますが、先ほどお願いしたような里親のようなことで、人と人をつなぐという中で、役場の果たす役割はあるのか。里親制度というのを生かしていけたら、すんなり農家数が増えていくのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農業立村で行くということによろしいですね。宣言していないもので、ちょっと何を考へているか分からないところがあるので。そういうことでいいわけですね。

ありがとうございました。以上で質問を終わりたいと思ひます。

○議長（大月民夫君） それでは、以上で上條倫司議員の質問は終了いたしました。

これで一般質問の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午前11時27分）